

景観法に基づく広域景観計画の役割と運用実態 その2

正会員 ○松本 彩花* 同 佐藤 誠治**
同 姫野 由香*** 同 牛 苗*景観法 景観計画
広域景観 景観行政団体

1 研究の背景と目的

2005年6月に景観法が施行されて以降、市町村を中心に各地で景観計画が策定されてきた^{注1)}。そのような中、市町村単位では制御や方針の検討が難しい景観の広域性や、市町村合併による計画策定及び運用上の課題に注目し、広域景観形成における都道府県行政の役割は大きくなると考えられる。そこで本研究では、今後の広域景観形成の推進に寄与することを目的とし、本報その1では、都道府県による景観計画の策定状況及び計画内容の全体的な傾向を明らかにした。しかし、計画策定していない自治体において、如何にして景観形成が図られているのか、また計画の有無以外に、策定している自治体との違いは何であるかなどは明らかとなっていない。また著者らは、景観計画の策定だけが良好な景観形成の促進に寄与するものではないと考える。そこで本報その2では、以下の内容を明らかにする。

その1で明らかとなった計画未策定地域において、景観形成と関係の深い関連計画や条例(国土利用計画や都市計画、景観条例など)による景観制御のあり方を探る。

2 研究の対象

本報その2では、その1と同様に、都道府県が市町村域を超えて策定した景観計画(以下、広域景観計画とする)の20件を対象とする。但し、京都府の計画2件と福岡県の計画3件はそれぞれ1件として集計する。

3 全国の広域景観計画への取り組みの実態把握

3-1 アンケート調査について

景観行政の体制や指導・支援のソフト対策、または広域景観計画を策定していない自治体の景観形成推進の実態を把握することも重要である。そこで、広域景観計画を策定している5地域と策定していない1地域の計6地域に対してアンケート調査を行い、都道府県における景観の整備や保全の施策や事業の実態を把握する。

3-2 調査対象地域の選定方法

本報その1で分類した6タイプ^{注2)}から1地域ずつ選定した。選定する際、参考にした項目は人口密度と自治体数である^{注3)}。対象地域をタイプIからVIの順に、熊本県・岡山県・三重県・大阪府・京都府・大分県とする。

3-3 アンケート調査結果

広域景観計画を作成した都道府県のうち42.9%が1回目の策定以降、改訂せずに広域景観を推進している。

一方、改訂したのは計画区域が部分的であるパターンIVとパターンVという結果が得られた。これは、対象となる区域の調査と検討作業が完了したもの、または段階的に区域の指定を実施しているためである。また、検討中、策定済み、改訂済みによって、運用する上で重視する項目が異なることが明らかになった。検討中の場合は「整備、維持、管理の費用や人材の確保」を選択し、策定済みの場合は、「整備案件と景観形成基準の適合性の判断」と具体的な項目を選択していた。改訂済みの場合は「整備、維持、管理の費用や人材の確保」や「規制・ルールなどの担保(条例など)」に関する項目を選択していることが明らかになった。

景観形成においては、広域景観計画を策定または、推進する部署がある場合、「景観行政団体であるかに依らず、市町村の指導・支援をしている」が66.7%と高い割合を示している。また、ない場合は「主に景観行政団体とならない市町村の指導・支援をしている」と対象を絞り指導・支援していることが明らかとなった。

さらに、部署内の技士(土木・建築)の人数により、支援する対象が異なる傾向にある。技士の人数が多い部署ほど、「景観行政団体であるかに依らず、市町村の指導・支援をしている」を選択する割合が高くなる。また技士の人数が少ないほど、「主に景観行政団体とならない市町村の指導・支援をしている」を選択する割合が高くなっている。

3-4 模式図について

タイプVI(広域計画未策定の都道府県)については、タイプVIの九州地方(佐賀県・大分県・宮崎県・鹿児島県)にしぼって、景観に関する取組みと、それらが如何なる地域で実施されているのかを模式図に示した(表1)。但し、「地域」とは都市地域・農業地域・森林地域・自然公園地域・自然保全地域の五地域とする。

佐賀県では、市町村に景観行政団体への移行を促しており、市町村が主体となった景観計画の策定や景観施策の展開を積極的に支援している。大分県では、他県に比べて取組む項目は少ないものの、景観行政団体移行率や景観計画策定率は高くなっている。鹿児島県でも同様に、取組む項目は少ないものの、市町村が景観計画の策定などを行う際に参考となる指針を示している。また、景観

法などに基づく各種制度の概要、留意点、活用事例などを多くの写真や図と共に掲載しているが、景観計画策定率はパターンVIの九州地方の中では最も低くなっている。宮崎県は、4件のうち最も景観に関する取組みが多い。県全土への制度もあるが、主に市町村や県民に向けた意識醸成の取組みが多い。

都道府県が全域に制度などを設定している場合は、市町村の景観計画策定率が高くなっている。しかし、市町村や県民に向けた意識醸成の取組みに注力している場合は、市町村の景観計画策定率は低くなっている。

4 総括

本報その2では、広域景観計画を策定している都道府県景観行政団体と、していない団体(九州地方)を対象に、区域の設定傾向及び、その他の土地利用制御による景観形成への取組み実態を明らかにした。その結果、景観形成の取組みの多くが、景観条例、市民の意識醸成、審議会などで、際立った独自の制度や取組みは確認できなかった。また広域景観計画を策定していなくても、多くの場合で、都道府県全域を対象とした景観条例を有していること、都市地域や自然公園地域を中心に市町村景観計画が策定されている傾向にあることが分かった。しかしながら事例も少なく、全国の傾向を把握するには至っていない。今後は広域景観計画を有していない自治体を中心に、さらに調査を進め、景観形成に取組む庁内・外の連携体制などについても研究進めたい。

表1 都道府県景観計画及び関連事項

都道府県	佐賀県	大分県	宮崎県	鹿児島県
模式図				
凡例	景観計画 景観条例 風致地区 屋外広告物条例			
自治体数	20	18	26	43
景観行政団体数	6	11	19	22
景観計画策定数	3	7	8	3
景観行政団体移行率	30%	61%	73%	51%
景観計画策定率	50%	64%	42%	14%
都道府県の景観に関する取組み	「佐賀県美しい景観づくり条例」 「佐賀県美しい景観づくり基本計画」 「佐賀県公共事業景観形成指針」 「佐賀県屋外広告物条例」 「風致地区」 「佐賀県遺産制度」 「佐賀県美しい景観づくり審議会」 「景観アドバイザー」 「景観モデル地区」 「市町景観づくり支援」	「大分県沿道の景観保全に関する条例」 「大分県屋外広告物条例」 「景観整備機構」 「景観まちづくりコンダクター」 「風致地区」	「宮崎県沿道修景美化条例」 「宮崎県景観形成基本方針」 「宮崎県公共事業景観形成指針」 「宮崎県屋外広告物条例」 「風致地区」 「景観形成推進懇談会」 「景観アドバイザー制度」 「景観整備機構」 「出前講座」 「景観まちづくり教育」 「景観まちづくり活動団体サポート制度」	「鹿児島県景観条例」 「鹿児島県景観形成ガイドライン」 「鹿児島県景観形成基本方針」 「鹿児島県屋外広告物条例」 「風致地区」 「景観アドバイザー制度」 「地域ぐるみ景観づくり活動支援」 「鹿児島県景観表彰」

*大分大学大学院工学研究科博士前期課程

**大分大学工学部福祉環境工学科・教授 工学博士

***大分大学工学部福祉環境工学科・助教 博士(工学)

*Graduate Student, Oita University.

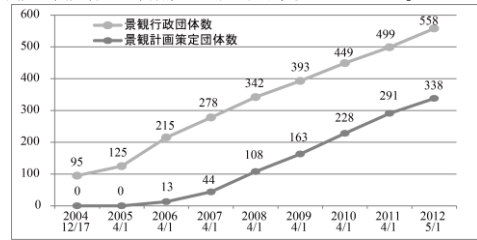
**Prof., Dept. of Architecture, Faculty of Eng., Oita University, Dr. Eng.

***Research Associate, Dept. of Architecture, Faculty of Eng., Oita University, Dr. Eng.

【補注】

注1) 景観行政団体数及び景観計画策定団体数の推移

出典：国交省「広域景観への取り組み状況などについて」



注2) 用語の定義

語句	定義
タイプⅠ	「1つの都道府県景観計画」において「全域」を策定区域とし、重点地区が「市区町村を超えて存在する」重点地区が「市区町村を超えて存在する」
タイプⅡ	「1つの都道府県景観計画」において「全域」を策定区域とし、重点地区が「市区町村を超えずに存在する」
タイプⅢ	「1つの都道府県景観計画」において「全域」を策定区域とし重点地区が「存在しない」
タイプⅣ	「1つの都道府県景観計画」の「部分」を策定区域とし、重点地区が「市区町村を超えずに存在する」
タイプⅤ	「複数の都道府県景観計画」の「部分」を策定区域とし、重点地区が「市区町村を超えずに存在する」
タイプⅥ	都道府県景観計画を策定していない

注3) 1) 景観計画は都市地域のみではなく、農山村地域も規制することができる。そのため極端に人口密度が異なる場合、調査結果を比較検討することが困難である。
2) 人口密度が同じ場合でも、自治体数が異なる場合と推進体制・規制誘導に差が生じ、調査結果を比較検討することが困難である。
以上の2点より、人口密度と自治体数を参考に調査対象を選定した。

【参考文献】

- 国土交通省都市・地域整備局都市計画課景観室HP (2012年5月1日現在) (http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/database/Landscape_Index.htm)
- 20の広域景観行政団体の景観に関するHP (北海道, 青森, 岩手, 山形, 福島, 埼玉, 東京, 長野, 石川, 三重, 滋賀, 京都, 大阪, 奈良, 和歌山, 鳥取, 岡山, 福岡, 長崎, 熊本)
- 坂東義雄・浅野聡・今井正次: 「総合展開型」の都道府県景観条例における景観施策の運用状況と役割に関する研究 - 景観条例を中心とした都道府県の景観施策現状その1 - 日本建築学会計画系論文集 第597号, pp. 109-118, 2005. 11
- 小浦久子: 景観法における景観計画の構成と運用実態に関する研究 - 初期に策定された景観計画を事例として - 日本都市計画学会都市計画論文集 No. 43-3, pp. 211-216, 2008
- 松井大輔・岡崎篤行: 自主条例から移行した法定景観計画における制度内容の進展状況と課題 - 全国における景観計画の運用実態に着目して - 日本都市計画学会都市計画論文集 No. 44-3, pp. 7-12, 2009
- 宇津可奈子・小浦久子: 景観計画の類型化と運用に関する研究 - 平成18年度末までに策定された景観計画の分析より - 日本建築学会近畿支部研究報告集 7023, pp. 453-456, 2010